

廃棄物収集運搬・処分業務委託仕様書

1. 業務の名称

社会福祉法人 恩賜財団 済生会新潟病院 廃棄物収集運搬・処分業務委託

2. 業務内容

受託者は済生会新潟病院から排出される「一般廃棄物；産業廃棄物」について、「廃棄物の運搬及び処理に関する法律」その他関連法令に従い、廃棄物保管庫及び指定集積場より収集運搬し、処理施設にて処分するものとする。

尚、リサイクル可能なものについては、可能な限りリサイクル処理をするものとする。

3. 実施場所

済生会新潟病院敷地内 廃棄物保管庫及び指定集積場（図面-1.2 参照）

4. 実施方法等

(1) 予定排出量 (表-1 参照)

(2) 引き渡し形態 (表-1 参照)

(3) 収集頻度

原則として1日1回収集するものとする。

(4) 収集時間

複数業者等の出入りが有る為、落札業者決定後に病院担当者と協議のうえ決定する。

(5) 産業廃棄物 収集・運搬・処分契約

受託者は、決定後速やかに「産業廃棄物 収集運搬及び処分契約書」を締結
収集運搬・処分終了後、マニフェスト等必要書類を病院に提出する。

(6) 費用区分

業務実施に必要な経費（処分施設等に支払う料金等含む）は、全て受託者の負担とする。

4. その他

(1) 受託者は、業務実施状況につき、常に病院の指導監督を受けるものとする。

(2) 廃棄物の収集運搬にあたっては、病院利用者、通行人等に危険を及ぼさないよう特に注意をし、廃棄物の飛散・流出の無いよう注意しなければならない。

(3) 廃棄物の排出量は、あくまで予定見込み数量であり、実際の排出量は増減することがある。この場合の料金は特別（病院側からの指示等）な場合を除き、補償等は一切行わない。

- (4) 病院敷地内は禁煙とする。
- (5) 廃棄物貯留庫（可燃ゴミ）点検整備、故障の期間中は、廃棄物を保管できる、コンテナを設置しなければならない。
- (6) 本仕様書に明示されていない事項が生じた場合は、病院と受託者間で協議を行うものとする。

5. 契約期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3ヶ年とする。

6. 業務の再委託

受託者は、委託された業務を第三者に再委託をしてはならない。

7. 損害賠償責任

受託者の責めに帰すべき事由による衛生管理の欠陥により、病院または第三者に損害をあたえたときは、受託者がその責を負うものとする。

8. 守秘義務

受託者は業務上知り得た病院及び患者の秘密を第三者に漏らしてはならない。

9. 入札要件

- (1) 各許可証を有するもの
 - ① 一般廃棄物処理業
 - ② 産業廃棄物収集運搬業
(積替え保管許可含む)

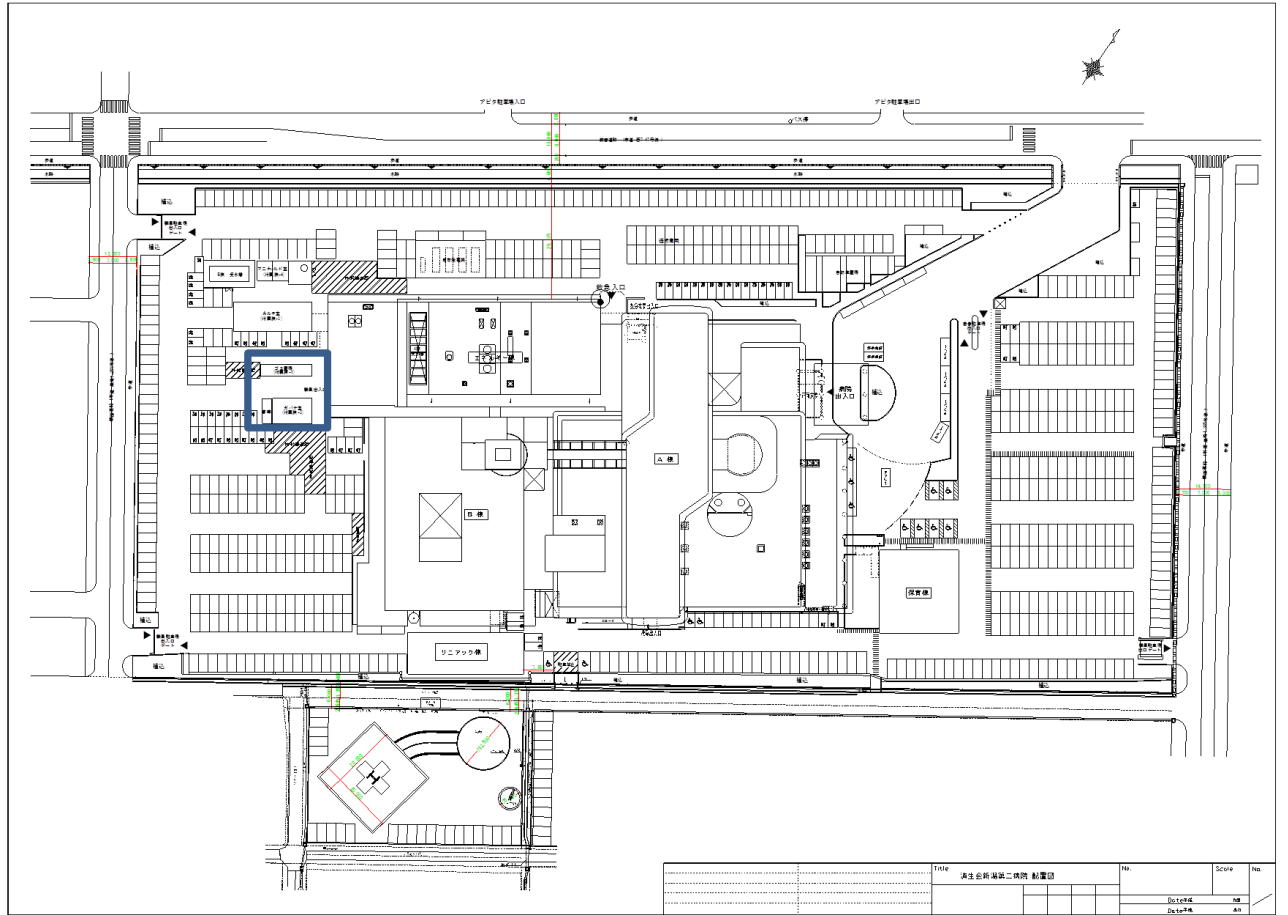
*入札の際、許可証の写しを提出すること。

- (2) 当病院と同規模病院等の廃棄物収集運搬処理業務の業務実績を有する事業者とし実績病院より確認証明を併せて提出する。

10. 入札金額及び請求方法について

- (1) 入札金額 ; 年間総価金額（税抜）とする。
尚、契約締結後3ヶ年は同一金額の随意契約とする。
- (2) 請求金額 ; 毎月締日に、契約年間総価金額の12分の1に相当する金額に消費税を加算し請求する。

図面-1 (廃棄物保管場所 概要図)



図面-2 (廃棄物保管場所 区分図)

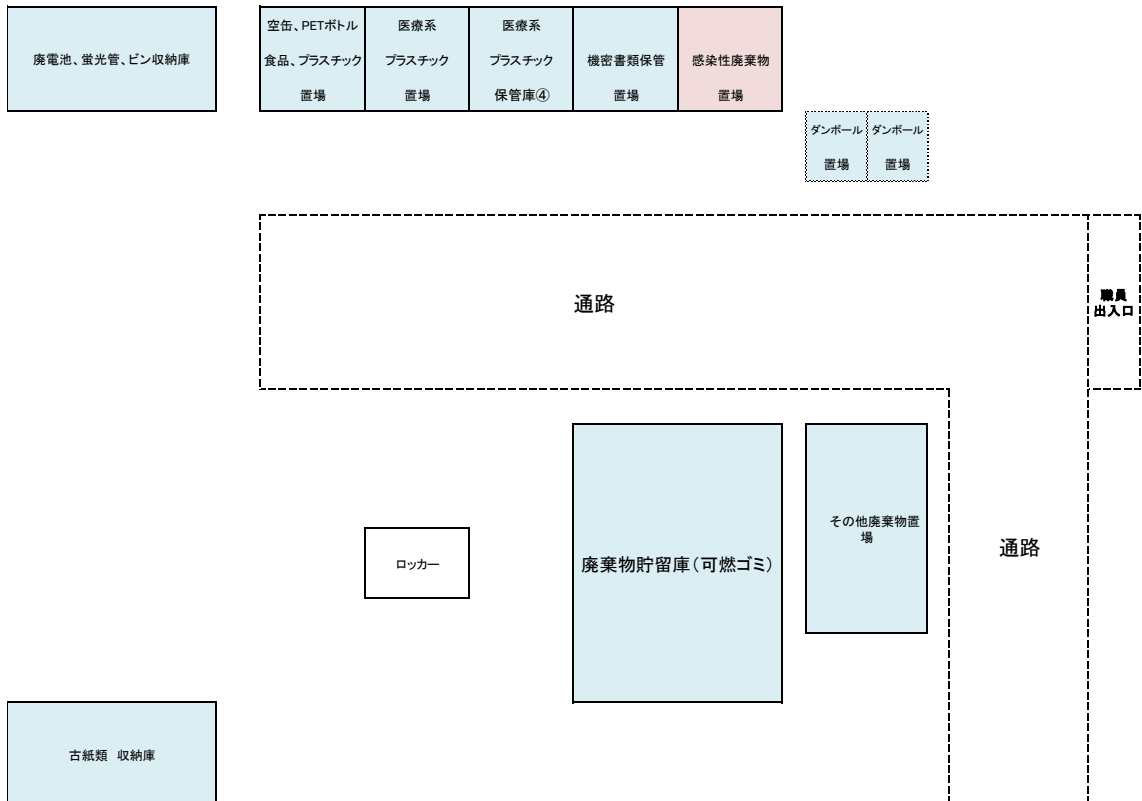


表-1 (一般：産業廃棄物 年間排出量 (概要))

廃棄物 排出量・排出形態及び収集予定

	種別	種類	年間排出量		排出形状	
			量	単位		
廃棄物	一般廃棄物	可燃ごみ	240.0	t	ゴミック	
		不燃系 雑品・ガラス・陶磁器類	1.0	t	袋	
		空缶類	4.0	t	袋	
		ガラスビン	1.8	t	袋	
		ペットボトル	9.2	t	袋	
		紙類(ダンボール、雑誌、シュレッダー等)	11.7	t	袋等	
	産業廃棄物	医療系プラスチック(非感染性、ボトル等)	27.4	t	箱入等	月1回収集
		蛍光管	0.5	t	単体	
乾電池		0.6	t	袋		
他	作業	医療系廃プラスチック分別箱詰作業	1	式	1日2~3時間程度	
		(病院内から排出された非感染性プラスチック類を指定段ボール箱に詰める作業)				